


評価 ロードマップ

3～21歳のお子様を持つご家族へのお知らせ

 **i** - これらのアイコンをクリックすると、さらに詳しい情報が表示されます。



インターベンション(介入)と 評価リクエストとの比較 **i**

学区には、問題を抱えるすべての生徒を支援するための指導を調整することが義務付けられています。評価のリクエストは、インターベンション(介入)とは根本的に同じことではありません。



何らかの障がいの疑いがある場合 評価への同意 **i**



初期評価担当チーム 報告書完了 **i**

保護者を含めたチームが集まり、結果を確認します。



初期の個別教育 プログラム(IEP)策定 **i**

保護者を含めた評価チームで対象生徒が IEP (個別教育プログラム) 受講が必要であると判断した場合、その生徒に対する IEP が作成されます。



1

お子様の学習進捗度に 不安がある方 **i**

まずはお子様の担任教師、または学区の特別教育担当者にご相談してください。



2

評価をリクエストする **i**

特別支援教育を受けるための適性評価は、いつでもリクエストできます。



3

学区から障がいの疑いはないと判断された場合

一般教育を継続します...

または、オハイオ州教育省を通じて異議を唱え、他の解決選択肢を追求することができます。詳しくは、[こちらのリンク](#)をご覧ください。

4

5

評価手順 **i**

保護者を含め、有資格者が集まり、懸念されるすべての領域の評価を計画します。



6

7

受講適性決定 **i**

チームによって、生徒が受講対象ではないと判断された場合は、一般教育を継続することになります。

30
日間

8

初期の個別教育 プログラム(IEP)策定 **i**

保護者を含めた評価チームで対象生徒が IEP (個別教育プログラム) 受講が必要であると判断した場合、その生徒に対する IEP が作成されます。

9

初期 IEP(個別教育 プログラム)実施 **i**

学区は、生徒の IEP に含まれるすべてのサービスを提供することが義務付けられています。



評価 ロードマップ

3～21歳のお子様を持つご家族へのお知らせ



1. お子様の学習について不安がある場合

- お子様の学習、発育、能力に関して心配なことがあれば、担任教師にご相談ください。また学区の特別教育担当者にご相談ください。担当者が不明な場合は、教育委員会まで連絡され、担当者の連絡先を問い合わせてください。また通学校の校長に連絡することも可能です。
- プリスクール児童(3～5歳)に対し、機能的、発達の、学問的の面で遅れがないかどうかを確認するには、まず最初のステップとして、保護者の方が居住されている学区に問い合わせてください。ほとんどの学区の連絡先は、学区のウェブサイトで確認することができます。



2. インターベンション(介入)VS. 評価リクエスト

- **インターベンション(介入)**: 学区は、すべての生徒が学習できるような指導を提供することが義務付けられています。問題を抱えている生徒を支援するために指導を調整する方法は、インターベンション(介入)と呼ばれ、すべての生徒が対象となります(特別支援教育だけに限りません)。
- **評価リクエスト**: 特別支援教育のための評価をリクエストすることは、インターベンション(介入)とは異なります。インターベンションは、評価をする前または評価中に実施しなければなりません。学区は、インターベンションによって、評価のプロセスに影響を与えてはいけないことになっています。インターベンションを実施していない場合は、必ず評価と同時に実行しなければなりません。

[ロードマップに戻る](#)

評価 ロードマップ

3～21歳のお子様を持つご家族へのお知らせ



3. 評価をリクエストする

- お子様に障がいの疑いがある場合、特別支援教育の受講に適性があるかを調べる評価をリクエストできます。リクエストは書面である必要はありませんが、ご自身の記録のためにリクエストを依頼した日付を記録しておくことをお勧めします。
- プリスクール児童の場合、保護者が学区の特別支援教育担当者に連絡すると、就学前の特別支援教育サービスを受ける資格があるかどうか、どのようなプログラムが個々のニーズに最も適しているかを判断するために、お子様の評価リクエストを申請することができます。
- 学区は、要請を受けた日から30日以内に、要請者に対して返答をすることになっています。学区は、障がいの疑いがないことを事前にPR-01と呼ばれる書面で通知をするか([PR-01書面フォームへのリンク](#))、または評価を実施するための保護者の同意を得ることが必要とされています。学区から、「**Special Education Procedural Safeguards Notice** (特別教育手続き上の保護措置に関する通知)」と題した書面のコピーが配布されます。「[特別支援教育における保護者の権利に関する説明ガイド](#)。」
- 学区は、インターベンション(介入)を実施するために評価を遅らせるなど影響を与えることはできません。評価を実施する前に学区がまだインターベンションを実施していない場合、学区は評価と同時にインターベンションを行う必要があります。
- 学区が障がいの疑いはないと判断した場合、お子様は一般教育を継続することになります。学区の決定に同意しない場合は、オハイオ州教育省を通じて異議を申し立て、他の解決選択肢を追求することができます。異議の申し立ては、[こちらのリンクから行ってください](#)。



4. 評価への同意

- 学区が障がいの疑いがあると判断した場合、同意を求める書面が配布されます。同意書は **PR-05: Parent Consent for Evaluation** (評価に対する保護者同意書)と呼ばれます。(同意書へのリンクは[こちらをご覧ください](#))。保護者が同意した日付から、学区は評価を完了するまでに **60** 日間を要します。
- プリスクール対象年齢の児童に関して、**3～5** 歳のお子様はプリスクールプログラムに参加したことがない場合、または **IDEA** のパート **C** (早期インターベンション) からパート **B** (特別支援教育) に移行しなかった場合、学区がインターベンションを行う機会がなかった可能性が高いことに注意してください。プリスクール対象年齢の児童に対するインターベンションが必要とされるケースは、たとえばお子様がパート **C** または **IDEA** のパート **B** 下のサービスを受けていた場合、または特定の学習障がいの疑いがある障がいカテゴリーで評価を受けている場合です。照会前にインターベンションが実施されなかった場合、学区は、以下の1つ以上の発達領域に著しい遅れがあり、そのために特別教育および関連サービスが必要なプリスクール児童に対して、懸念を解消するために完全かつ個別の評価を実施する **60** 日間に適切なインターベンションを実施することができます: 適応行動、認知、コミュニケーション、聴覚、視覚、感覚機能および運動機能、社会的能力及び感情的能力、行動機能 学区は、インターベンションを行うことで、特別教育サービスの適格性を判断するための児童の評価を不必要に遅らせるような影響を与えてはならないことになっています。

ロードマップに戻る

評価 ロードマップ

3～21歳のお子様を持つご家族へのお知らせ



5. 評価手順

- 学区が評価を実施すると決定した場合、保護者を含めた有資格者からなるチームで、障がいの疑いのあるカテゴリーと評価が必要な領域について話し合いを行います。話し合う内容はすべて評価チーム報告書(ETR)プランニングフォームに記録する必要があります。このフォームには、プリスクール児童対象のフォームと小学生以上の児童を対象とするフォームと異なるバージョンがあります。[\(プリスクール児童対象フォームのリンク\)](#) [\(小学1年生以上の児童対象フォームのリンク\)](#)
- どのようなサポートが最も効果的であるかを判断するために、すべての分野において評価を実施する必要があります。
- 学区は、具体的にどのような評価をするのかではなく、評価をする予定の分野だけを指定します。プリスクール児童の場合、各発達領域の評価を実施することが必要とされています。
- アセスメント評価を実施する前に、このプランニングミーティングを開きます。保護者の方には、このチームの積極的なメンバーとして参加していただき、実施するアセスメント評価を話し合うために協力が求められます。
- プリスクール児童を対象とした評価では、各発達領域は **5** つの評価方法やデータソースのうち少なくとも **1** つを使用して評価する必要があります。また、各評価方法やデータソースは、少なくとも**1**回使用する必要があります。評価は、対象児童が分類された障がいカテゴリーに対して関連するかどうかに関わらず、その児童の特別支援教育のニーズおよび関連サービスのニーズを明確化するために行うものであり、十分に包括的な評価を実施する必要があります。



6. 初期評価チーム報告書完成

- 保護者の方には、実施した各評価のデータとまとめ([PR-02 と呼ばれる書面](#))が配布されます。PR-02 には、学区が話し合いに参加させるメンバーが明記されることになっています。保護者とご一緒であれば、どなたでも同席することが可能です。
- 専門の担当チームと保護者と共に評価結果を検討し、お子様に障がいがあるかどうかを判断します。[\(ETRフォームへのリンク\)](#)

ロードマップに戻る

評価 ロードマップ

3～21歳のお子様を持つご家族へのお知らせ



7. 受講適性の判断

- 保護者を含むチームで話し合った結果、特別支援教育サービス受講が必要であると判断された場合、受講適性のカテゴリーが決定されます。チームでの話し合いの結果、特別支援教育サービス受講が必要ではないと判断された場合、お子様は一般教育カリキュラムのみを継続することになります。保護者を含むチームメンバーは、チームの決定に対して不服がある場合、意義を申し立てることができます。お子様が対象外であると判断された場合、独立した機関による教育評価(IEE)をリクエストすることができます。IEEは、保護者が学区に雇用されていない外部の専門家である民間機関に教育評価を実施してもらうことを意味します。
- プリスクール対象年齢のお子様に関して、特別支援教育サービス受講が必要ないと判断され、現在プリスクールプログラムを受けていない場合、地域や学区が運営する任意のプリスクールプログラムの一覧が提供されることがあります。



8. 初期の個別教育プログラム(IEP)策定

- 保護者を含むチームで話し合った結果、お子様に特別支援教育を受ける必要があると判断された場合、学区は 30 日以内に個別教育プログラム(IEP)を策定します。[\(IEP フォームへのリンク\)](#)
- 個別教育プログラム(IEP)には、お子様の評価チーム報告書(ETR)で特定された個別のニーズを満たすために特別に設計された指導と、測定可能な目標や目的、および進捗状況の測定方法を含める必要があります。
- 個別教育プログラム(IEP)チームは、保護者であるあなたを含め、お子様の担任教師(いる場合のみ)、少なくとも1名の特別教育教員、学区代表者(評価結果の説明ができる、また第三者として児童と面識があり、児童に関心を有する人物)で構成されます。
- プリスクール児童が対象の場合、個別教育プログラム(IEP)チームに必要とされるメンバー: 保護者、一般教育の担任教師、特別教育の教員やプロバイダー、学区代表者。
- 個別教育プログラム(IEP)を開始するために、保護者としてサービスに同意する必要があります。同意いただけない場合、お子様は個別教育プログラム(IEP)サービスを受けることができません。
- 個別教育プログラム(IEP)開始時(または受講する教育サービスに何か変更があった場合)だけに保護者の同意が必要とされますが、学校区は、保護者に対して、すべての IEP 会議への出席や参加を求めることが義務付けられています。保護者は常にお子様の個別教育プログラム(IEP)に対する同意を取り消す権利を有します。

ロードマップに戻る

評価 ロードマップ

3～21歳のお子様を持つご家族へのお知らせ



9. 初期 IEP (個別教育プログラム) 実施

- 学区は、お子様の個別教育プログラム (IEP) に含まれるすべてのサービスを提供することが義務付けられています。
- 各学校区は、障がいを持つすべての児童に対して、最も制限の少ない環境 (LRE) で、自由で適切な公教育 (FAPE) を保証することが義務付けられています。プリスクール児童に対して、学区による公立の一般幼児教育プログラムが運営されているか、または他の教育機関と契約しているかに関わらず、上記は義務付けられています。

[ロードマップに戻る](#)